

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月22日 09時00分ごろ
発生場所	北海道むかわ町 ^{むかわ} 鷓川漁港北西方沖 鷓川二等三角点から真方位299° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯42° 34.3′ 東経141° 54.1′）
事故の概要	漁船第五十八 ^{せいほう} 清宝丸は、南東進中、また、漁船第二十八 ^{まんりょう} 万漁丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第五十八清宝丸は、船長が負傷し、左舷船首部外板の破口等を生じ、また、第二十八万漁丸は、左舷船首部外板に圧壊等を生じた。
事故調査の経過	平成29年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十八清宝丸、4.9トン HK3-126321（漁船登録番号）、個人所有 12.73m（Lr）×3.23m×0.97m、FRP ディーゼル機関、450kW、平成16年5月26日 第200-36721号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第二十八万漁丸、4.9トン HK3-94565（漁船登録番号）、個人所有 11.83m（Lr）×3.16m×1.03m、FRP ディーゼル機関、355kW（動力漁船登録票による）、平成2 年11月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 平成26年10月9日 （平成32年6月20日まで有効） B 船長B 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年10月13日 免許証交付日 平成28年9月9日 （平成34年6月4日まで有効）

死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口、球状船首部に擦過傷 B 左舷船首部外板に圧壊等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、鷓川漁港北西方沖3.5M付近で、ししゃもこぎ網漁を操業していた。</p> <p>船長Aは、鷓川河口沖に僚船7～8隻を認め、僚船の方へ移動することとし、移動中に魚群を発見したら操業するつもりで、後部甲板に設置された物入れに備えられた魚群探知機で探索を行いながらリモコンで操船することとした。</p> <p>A船は、船長Aが、後部甲板に立ち、発進時に周囲を確認して前方に他船を認めなかったため、船首方に他船はいないものと思い、魚群探知機で探索を行いながら約12ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、平成28年10月22日09時00分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、棚に顔をぶつけて出血していたので、甲板員A（一級小型船舶操縦士免許受有）が両船の状況を確認した後、操船して鷓川漁港に戻った。</p> <p>船長Aは、顔面に切創を負い、前歯を破損した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、ししゃもこぎ網漁の操業中、鷓川漁港北西方沖において、船首を北北西方に向けて漂泊し、船長B及び甲板員Bが、前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていた。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが、B船に向かって来るA船に気付いたが、A船が漂泊中のB船を避けるか、何か用があってB船に接近すると思っただけで漁獲物の選別を続け、ふと左舷前方を見たところ至近に迫ったA船を認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、A船が至近に迫った際、とっさにB船の漁獲物を入れる箱につかまった。</p> <p>B船は、船長Bが両船の状況を確認した後、鷓川漁港に戻った。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、ふだん、船長Aが操舵室で操船し、甲板員Aが後部甲板に備えられた魚群探知機で魚群探索を行っていた。</p> <p>船長Aは、魚群探索を行いながら操船を行わず、操舵室で操船すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>甲板員Bは、B船が汽笛を備えているかどうかを知らなかった。</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、鷓川漁港北西方沖の漁場において、南東進中、船長Aが、後部甲板で魚群探索を行っていて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進時に前方に他船を認めなかったことから、船首方に他船はいないものと思い、後部甲板で魚群探索を行っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、鷓川漁港北西方沖の漁場において、漂泊中、船長B及び甲板員Bが、接近するA船に気付いていたものの、漁獲物の整理をしていてA船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が漂泊中のB船を避けるか、何か用があつてB船に接近すると思ったことから、漁獲物の整理をしていた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鷓川漁港北西方沖の漁場において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、後部甲板で魚群探索を行っていて前方の見張りを適切に行っておらず、また、船長B及び甲板員Bが、漁獲物の整理をしていてA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 接近する他船を認めた場合、汽笛を吹鳴するなど余裕のある時期に必要な動作をとること。

付図1 事故発生場所概略図

